# 技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

# 1 現状

(1)職種別の人数、平均年齢、平均給与等及び民間従業員データ

	区分	川根本	油丁			民間企業				
		職員	平 均	平均給料	平均給与	対応する民	平 均	平均給与	A /D	
		数	年 齢	月 額	月額(A)	間類似職種	年 齢	月額(B)	A/B	
4	全体	23 人	53.3 歳	263,400 円	276,200円	-	-	-	-	
	清掃職員	7人	53.9 歳	272,400 円	- 円	廃棄物処 理従業員	43.3 歳	299,800 円	-	
	学校 給食	6人	53.9 歳	262,300 円	- 円	調理士	43.1 歳	251,400 円	1	
	用務員	6人	53.0 歳	257,100 円	- 円	用務員	53.9 歳	227,200 円	-	
	保育園	4人	51.6 歳	259,000円	- 円	調理士	43.1 歳	251,400 円	-	

- \* 「平均給料月額」とは、平成19年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
- \* 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
- \* 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。 (平成16年~平成18年の3ヵ年平均)

# (2)年齡別職員数

区分		20歳	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44 歳	48歳	52 歳	56歳
			~	~	~	~	~	~	~	~	~	~
		未満	23歳	27歳	31歳	35歳	39歳	43歳	47歳	51歳	55歳	59歳
全位	体							1	2	6	7	7
	清 掃								1	1	3	2
	職員								1	1	<b>ა</b>	۵
	学 校									2	2	2
	給食									۵	۵	۵
	用務								1	c	1	2
	員								1	2	1	2
	保育							1		1	1	1
	園							1		1	1	1

### (3)その他給与に関する事項

### ア 給料表

行政職給料表(二)を適用

### イ 技能労務職員に係る特殊勤務手当

種類	手当額	支給対象
<b>德</b>	1日600円	可燃ごみ、不燃ごみ等の収集処理作業を本務と
衛生作業手当 		する者に支給する。

# ウ 昇給基準

毎年1月1日に前1年間における勤務成績に応じ、4号給(57歳を超える場合は2号給)を標準として昇給する。

#### 2 基本的な考え方

技能労務職員については、平成18年策定の定員管理計画において退職者の補充を抑制しており、現在、新規の採用は行っていない。

今後も年度ごとのそれぞれの職種における退職者数に応じ、業務の見直しを行うとともに民間 に委ねられる業務については、積極的に民間活力の導入を推進する。

#### 3 具体的な取組内容

給料表は行政職給料表 (二)を継続して適用していくこととするが、特殊勤務手当については 見直しを検討する。

### 4 その他

平成 19 年 4 月 1 日現在の技能労務職員数は 23 人でありそのうち 50 歳以上が 17 人、55 歳以上が 8 人となっており、平成 25 年 4 月の職員数は 13 人となる見込みである。

退職者の補充は行わないことを基本に、次のような見直しを検討し実施していくこととする。

#### (1) 事務事業の見直し

年度ごとの退職者の推移を考慮しながら業務内容の見直し行うとともに、人事異動等において職員数の適正化を図る。

### (2) 民間委託の推進

民間委託できる業務としては、「ごみ収集業務」及び「学校給食業務」が考えられ、現在一部 民間委託としている「ごみ収集業務」を平成25年度に全業務委託、「学校給食業務」について は、平成26年度に民間委託とする方向で検討していく。